

## FSC 中核的労働要求事項に基づく方針

### 第1章 総則

**第1条（目的）** 本方針は、会社が持続可能な森林管理の推進を図るため、FSC（森林管理協議会）の中核的労働要求事項を遵守することを目的とする。

**第2条（適用範囲）** 本方針は、会社内のすべての従業員に適用する。

### 第2章 児童労働の禁止

**第3条（定義）** 児童労働とは、法律で定める義務教育終了年齢に達していない児童を労働させる行為を指す。また18歳未満の労働者を雇用する場合は、法律に基づき、その健康、安全、道徳を損なうような危険有害業務や深夜労働には従事させない。

**第4条（禁止事項）** 企業は、あらゆる形態の児童労働を禁止し、年齢証明書類の確認を行う。

### 第3章 強制労働の禁止

**第5条（定義）** 強制労働とは、暴力、脅迫、拘束その他の強制手段を用いて労働を強要する行為を指す。

**第6条（禁止事項）** 会社は、あらゆる形態の強制労働を禁止し、労働者が自由に退職できる権利を保証する。

### 第4章 雇用及び職業による差別の撤廃

**第7条（定義）** 差別とは、人種、性別、年齢、宗教、障害、性別指向などによる不当な取り扱いを指す。

**第8条（禁止事項）** 会社は、雇用及び職業において、あらゆる形態の差別を撤廃し、平等な機会を提供する。

### 第5章 労使協定の尊重

**第9条（定義）** 労使協定とは、労働者代表者と企業との間で締結される協定を指す。

**第10条（尊重事項）** 会社は、従業員代表者との労使協定を尊重し、協定内容を適切に実施する。

### 第6章 実施と監督

**第11条（通報窓口）** 会社は、中核的労働要求事項に関する問題が発生した場合の通報窓口を設ける。従業員は、この窓口を通じて問題を報告でき、企業は速やかに対応する。

**第12条（報告）** 企業は、本規程に違反する行為が確認された場合、速やかに是正措置を講じ、適切な報告を行う。

【通報窓口】 総務部 TEL086-275-6600